

## 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱

平成2年5月1日 2川清推第38号 制定  
平成20年9月22日 20川環廃政第379号 一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物を、市民が集団で回収する事業（以下「資源集団回収事業」という。）を推進することにより、廃棄物の減量化及び資源の有効利用を図るため、資源集団回収事業を行う団体（以下「実施団体」という。）に対する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (対象資源化物)

第2条 奨励金の交付の対象となる資源化物（以下「対象資源化物」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、事業活動に伴うものを除く。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等）
- (2) 布類（衣類・古布等）
- (3) びん類（一升びん、ビールびん等のリターナブルびん）

### (対象団体)

第3条 奨励金の交付の対象となる団体は、町内会・自治会、PTA等の市民で組織される団体で、次条第2項の規定により登録された実施団体（以下、「登録団体」という。）とする。ただし、営利を目的とする団体を除く。

### (登録)

第4条 実施団体は、あらかじめ川崎市資源集団回収事業登録団体登録届出書（第1号様式）に当該団体に係る回収場所を明示した地図等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
- 3 登録簿の有効期間は2年間とし、登録団体は原則として当該期間、登録簿に登録される。ただし、有効期間の途中で登録を行った登録団体については、残余の期間とする。
- 4 前項の有効期間の満了後引き続き奨励金の交付を受けようとする登録団体は、当該期間満了日までに、第1項に規定する届出書及び地図を市長に提出しなければならない。この場合においては、第2項及び前項本文の規定を準用する。

### (登録事項の変更及び抹消)

第5条 登録団体は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録簿の登録事項を変更するものとする。
- 3 登録団体は、資源集団回収事業を行わなくなったときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録廃止届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を抹消することができる。
  - (1) 虚偽の届出または申請等の不正行為を故意に行ったとき
  - (2) 2年以上継続して奨励金の交付申請をしないとき

### (奨励金の交付基準)

第6条 奨励金は、登録団体が対象資源化物を自ら回収した場合において、次の各号のいずれかに該当するときに交付する。

- (1) 川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱第4条第2項の規定により登録された登録業者に引き渡したとき

(2) 自ら問屋に搬入したとき

(回収状況の確認等)

第7条 登録団体は、「川崎市資源集団回収事業における対象資源化物の回収実施に関する要領」(平成20年9月22日20川環廃政第379号)に定めるところにより、川崎市が行う回収実態調査に協力するとともに、対象資源化物の回収状況及び回収量を確認するものとする。

(奨励金の額)

第8条 奨励金の額は、対象資源化物の回収量1キログラムにつき3円とする。

(奨励金の申請)

第9条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、次の区分により川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付申請書(第4号様式)に川崎市資源集団回収伝票(第5号様式)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第6条第2号の規定により自ら問屋に搬入した場合は、問屋が発行する計量証明書等の回収量を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 1月から6月までの分 7月末日まで
- (2) 7月から12月までの分 1月末日まで

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、次の区分により奨励金の交付をするものとする。

- (1) 1月から6月までの分 9月末日まで
- (2) 7月から12月までの分 3月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請内容に疑義があると認めたときは、奨励金の交付を行わないことができる。

(奨励金の交付方法)

第11条 奨励金は、口座振込により交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合においてはこの限りでない。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、登録団体が虚偽の届出又は申請等の不正行為によって奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条に規定する登録簿は、平成22年7月1日及びその後2年ごとの7月1日を基準日として作成する。  
3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の川崎市資源集団回収事業実施団体奨励金交付要綱第4条第3項の規定により、市長が登録を行っている川崎市資源集団回収事業実施団体登録簿は、この要綱第4条第2項に定める登録簿とみなし、その有効期間は平成22年6月30日までとする。

4 この要綱による奨励金の交付は、平成21年1月1日以降の回収について適用し、平成20年12月31日までの回収については、なお従前の例による。